令和6年度 第1回 長野県契約審議

日 時 令和6年6月11日(月) 15時30分~17時 場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

1 開 会

〇一由企画幹

本日は大変お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回長野県契約審議会を開会いたします。 私は本日の司会を務めます契約・検査課の一由哲也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の次第に従いまして進行してまいります。本日は 11 名の委員にご出席いただいておりまして長野県契約審議会規則第4条第2項の規定によります過半数の定足数を満たしておりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

なお本会議は公開での審議となりまして、会議録は後日、県のホーム頁で公表されますので、 あらかじめお知らせいたします。また会議の終了時刻につきましてはおおむね 17 時頃を予定 しておりますのでよろしくお願いいたします。

ここで本日の資料につきましてご連絡させていただきます。本日の会議資料は、事前に委員の皆様へお送りさせていただいておりますが、お手元の7頁から10頁までのA4の2枚の資料につきまして、大変お手数ですけども、差し替えをお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点にご理解いただきますようお願いいたします。

それでははじめに県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の尾島よりご挨拶を申し上げます。

○尾島会計管理者兼会計局長

皆さんこんにちは。この4月から会計管理者兼会計局長を務めております尾島と申します。 佐々木会長を始め、委員の皆様方にはお暑い中、またご多忙にも関わらず、本審議会にご参加 をいただきまして本当にありがとうございます。

皆様のご協力によりまして、この4月で長野県の契約に関する条例は策定から 10 年が経過することになりました。現時点では取組方針の全98項目中95項目について取り組みを進めているところでございまして、条例の基本理念も着実に浸透してきてるんではないかなと思っているところです。

引き続き委員の皆様方のご意見をお聞きしながら、さらに取り組みを進めてまいりたいと思いますので、一層のお力添えをいただければありがたいなと思っております。

本日の審議会では、「競争入札参加資格資格審査に関するパブリックコメントの結果」 について、また「災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況」 についてなど、審議事項を1件、報

告事項5件についてご議論いただく予定としております。

大所高所から屈託のないご意見をいただければありがたいなと思っているところです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○一由企画幹

ありがとうございました。続きまして4月に人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

○西山契約・検査課長

4月より契約・検査課長で参りました西山 広一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○折井技術管理室長

4月より建設部技術管理室長で参りました折井 克壽と申します。よろしくお願いいたします。

○一由企画幹

それでは会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の 規定により会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いい たします。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

委員の皆様、今年度もどうかよろしくお願いいたします。県庁の皆様方も、年度が変わって 多くの方が異動されたようですけれども、またお世話になります。よろしくお願いします。

2 会議事項

(1)審議事項

前回審議会の主な意見

○佐々木会長

それでは審議に入りたいと思います。本日は、お話がありましたように審議事項が1件、報告事項5件ということでございます。

まず審議事項の「前回審議会の主な意見」について、事務局からご説明お願いします。

○事務局

それでは1頁資料1をご覧ください。1月24日に開催しました令和5年度第4回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただいたものになります。資料の内容につきましては審議会でのやり取りを抜粋したものとなっております。事務局から追加の説明はございませんので、誤った要旨となっていないかご確認をお願いします。

また、説明は省略させていただきますが、前回審議会から、資料1の前の頁に、長野県の入 札・契約事務の流れと、審議会での審議事項の関係をまとめた資料を添付しておりますので、 参考にご覧いただければと思います。説明は以上となります。

○佐々木会長

ありがとうございました。何かありましたらご発言をお願いします。よろしいですか。 審議事項でございますので、この件についてはおおむね適当ということにさせていただきた いと思いますが、よろしいでしょうか。では、おおむね適当とさせていただきます。

(2) 報告事項

ア 競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果

- ・製造の請負、物件の買入れ、その他の契約
- 建設工事

○佐々木会長

次からは報告事項となります。

まず、「ア 競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果」 についてご報告をお願いいたします。

○事務局

資料2-1、競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果(製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約)についてご報告させていただきます。

資料の2頁をご覧ください。資料2頁「1 パブリックコメントの実施概要」でございます。 以前の契約審議会で審議をいただきまして、おおむね確定いたしました信州企業評価項目について、パブリックコメントを実施させていただきました。募集期間は令和6年1月31日から3月1日までの期間でパブリックコメントを実施させていただきまして、1人の方から1件のご意見が寄せられたところでございます。

続きまして、「2 パブリックコメント実施時の改正案の内容」についてでございますが、こちらにつきましては、令和5年度第3回契約審議会でご審議いただき、了承をいただいた内容と同じですので、説明については省略をさせていただければと思います。

資料の3頁をご覧ください。「3 パブリックコメントの実施結果」でございます。今回いただいた意見の中で、信州企業評価項目の改正に関するご意見は寄せられませんでした。一方、入札参加資格の提出書類に関して、記載の通り、県税に係る納税状況は、県機関の中で調整すれば確認可能であることから、提出書類から除外することを希望するというご意見をいただいたところでございます。

いただいたご意見に関する県の考え方としましては、先行自治体へのヒアリングや本県における実現可能性について、関係部署と協議を行うなど、申請者の負担軽減に向けた検討を行っていくというものでありまして、現在、県総務部と実現に向けて調整を行っているところでございます。

最後に「4 今後のスケジュール」をご覧ください。スケジュール表の上から2番目が本日の審議会でございますが、これに先立ちまして、入札参加資格の更新の案内のはがきを5月の下旬に、現在入札参加資格をお持ちの事業者の皆様にお送りさせていただいたところでございます。

本日の審議会終了後、新たな加点項目につきましては、ホーム頁で6月中旬以降周知をさせていただくとともに、先ほどパブリックコメントの実施結果でいただきました、納税証明書の確認状況につきましては、この後8月までをめどに、県総務部と実現の方向性について調整を進めていく予定でございます。

令和7・8・9年度の入札参加資格の申請については、今年の11月から12月を受付期間、11月から令和7年2月までを審査期間とし、令和7年4月1日からの付与という形になります。説明は以上でございます。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問ご意見等おありでしょうか。

○湯本委員

ただ今の説明について2点確認をしたいのですが、「3 パブリックコメントの実施結果」の 県の考え方の中で先行自治体とありましたけれども、具体的な県、市町村名を教えてください。 また、共同審査についてどのぐらい件数を想定されているか、教えてもらえればと思います。

○事務局

2点ご質問いただきました。まず1点目、先行自治体についてですが、把握をしている限りでは、まず一つ目の自治体が、愛知県です。昨年度の入札参加資格の審査から愛知県税に限り、納税証明書の確認を内部調整で済ませることで、納税証明書の添付を省略を行い始めたところでございます。

それよりも先立ちまして埼玉県でも、埼玉県税に未納がないことの証明書を内部の確認によって行うということで、納税証明書の添付を省略をしていると聞いております。

他の自治体の事例もあるかもしれませんが、現時点で把握をしているのはこの2団体になります。

それから2点目の共同審査の予定件数です。以前の審議会でもご説明をさせていただきましたが、一部市町村と県で令和7・8・9年度の入札参加資格から共同受付が始まります。

この共同受付によりまして、製造の請負等では最大 8,000 件ほどを長野県の共同審査の窓口で確認をすることを想定しております。

○佐々木会長

他にいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。 それでは、続けて建設部から説明をお願いします。

「資料 2-2」をご覧ください。昨年度の審議会で審議いただきました「県の建設工事の競争入札参加資格審査の基準について」県民意見を募集しましたので結果についてご報告します。項目 2の「結果」をご覧ください。意見の「募集期間」は令和 6 年 1 月 31 日から 3 月 1 日までの約 1 5 月間。「意見の件数等」は人数が 5 人、件数が 5 人、件数が 5 件ありました。また「意見の内訳」については別添「資料 2-3」にまとめましたので、後ほどご説明します。

項目3の点線で囲った部分は、パブリックコメントを募集したときの公表資料になります。「加点項目の見直し案」の説明として「新規/変更項目」「削除項目」について記載したうえで「建設工事の入札参加資格の要件と資格総合点数等の参考情報」や「資格総合点数のイメージ」を示して概要が分かるようにしました。

さらに6頁の「加点項目の見直し案」、7頁の「令和4・5・6年度の加点項目」を示して新 旧の対比ができるような公表資料としました。これらの公表資料については、すでに昨年度の 審議会で説明したものと同様のため、この場での説明は省略します。

続いて「資料 2-3」をご覧ください。「審査基準の見直し案に対する県民意見」の要約になります。

「技術力」についてはICTについて2件の意見をいただきました。「ICTを活用すべきかどうかは現場で判断すべき」や「全てをICT化することへの懸念」についての意見でした。「県の考え方」としては、県建設部においては全ての工事をICT活用工事の対象としており、施工の効率化・省力化による生産性の向上や建設産業を魅了的な職場とすることにつながると考えていることから、ICT活用工事の普及を促進するため「対応」として見直し案のとおり加点対象とすることとします。

続いて「雇用環境」については6件の意見をいただきました。「週休2日」については「週休2日以外認めない雰囲気が感じられる。総休日数でも良いのではないか」という意見でした。 県としては「従前の資格審査においても就業規則に具体的な日を定めていない場合は、『年間休日 120 日以上』を『4週8休相当』と取り扱っており、今後も同じ取扱い」とします。また、これから公表する「申請マニュアル」にもこの要件を記載してするなどして対応していきます。 次の頁をご覧ください。「社会的責任・貢献」については2件の意見をいただきました。

環境配慮について「自然豊かな信州において脱炭素をしなくてはならない必要性は何か。」というご意見がありました。県としては「気候変動は人類共通の課題」と考えており、長野県内でも千曲川が氾濫して大きな被害をもたらした「令和元年東日本台風は、地球温暖化の影響で被害が甚大化した」と気象庁気象研究所の報告でも指摘されています。県では「長野県脱炭素条例」において2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにすることを目指すこととしており、事業者の脱炭素化に向けた取組促進が重要と考えています。このため県見直し案のとおり加点対象とします。

最後の項目の「その他」に2件の意見をいただきました。特に「提出書類」については、物品と同様に「県税に係る納税状況は県機関の中で調整すれば確認可能であることから提出書類から除外することを希望する」とのご意見でした。この対応については現在「実現に向け調整中」です。

説明は以上となります。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご質問、ご意見等おありでしょうか。

○猪俣委員

5頁「2 参考」の「資格審査要件」の黒丸の上から6番目に、「社会保険に加入していること」とありますが、これは「社会保険」でなければいけなりませんか。我々建設産業労働組合では「建設国保(全国建設工事業国民健康保険組合)」という保険に皆さん入っているんですけども、ここでいう「社会保険」と同じという認識でよいでしょうか?

○事務局

おっしゃる通り、「社会保険」と書いてありますが、企業が従業員を守るために必要な健康保険、雇用保険、労災保険に加入していること、と解釈していたければと思います。

○猪俣委員

わかりました、ありがとうございます。

○佐々木会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○湯本委員

先ほど、審査件数が約8,000件とお答えいただきましたが、これが電子化することで県、市町村、業者の皆さんが相当効率化・省力化になるという、そういう理解でよろしいでしょうか?

○事務局

建設では合計約7,000社あり、さらに製造の請負等の会社と合わせると相当な件数になります。

これらの入札参加資格審査は、県と市町村の共同の窓口において電子申請で受け付けますが、一旦県で県と市町村の共通項目の審査を行います。その後、各市町村独自の入札参加資格審査は各市町村でおこなっていく仕組みを今構築中で、市町村事務の省力化につながるものと考えています。

県内77市町村のうち全ての市を含む34市町村がこの仕組みに参画していただいており、人口カバー率では約9割になっているところですので、多くの事業者にとっても省力化につながると考えています。

○佐々木会長

よろしいでしょうか。 他にいかがでしょうか。はい、森委員どうぞ

○森委員

8頁目の資料2-3で雇用環境に関する6件のご意見の一番上、職場いきいきアドバンスカンパニーの項目に関するご意見の「経営に必要以上手を突っ込み営業の自由を実質的に侵害しているものには当たらないか」を受けて、修正はないとする対応は、それはその方向でいいとは思います。

ただ、県の考え方について、「誰もがいきいきと働くことができる職場環境作りの先進企業等を認証する制度である」と、その通りだと思うのですが、その後に「県による企業経営介入には当たらないと考えます。」と続きます。すなわち、認証する制度であるから県の企業経営介入には当たらない、という文脈になっているのかなと思います。

社員が心身ともに健康で働くことをサポートしながら、経営や事業を展開している企業を応援していく、ということが極めて重要で、企業の多くが健康経営を推進していくことができるように県として取り組んでいると、そんな文脈で整理していくことが大事かなと思います。

補記をしていく形になるかと思いますが、改めて検討をお願いできればと思うところです。

○佐々木会長

いかがでしょうか。

○事務局

この職場いきいきアドバンスカンパニーの認証制度の申請をするかは企業の自由であるので、県から強制的に押し付けていないので経営介入には当たらないという文脈でした。

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の実施要領には、「誰もがその能力を十分発揮しながら活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を県が認証する」とあり、県として取り組む目的としては、先生のおっしゃってるとおりだと思います。

県公式サイト等で加点内容の見直しを公表する際に、県として取り組む目的を明記いたします。

○森委員

ありがとうございます。今おっしゃった通りかなと思います。認証取得の推進に向けて県と してどう動いているのか、その結果をどう判断しているのかという説明が必要なのかなと思い ました。

○事務局

ありがとうございます。

○佐々木会長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○濵委員

納税証明の提出書類の関係で、電子化に向けた環境整備を進めています、ということはわかりますが、具体的なスケジュールをお示ししていただくことは可能ですか。

納税証明書の協議のスケジュールについては3頁に載せてありますが、考え方は建設工事と 製造の請負等で全く同じになります。今年度の審査において必要なのか必要でないのかという ことがわからなければ、事業者さんにとって準備する書類が変わってまいりますので、5月か ら8月の間で検討し、書類の準備が始まる9月、10月までには答えを出してアナウンスをした いと考えております。

○濵委員

製造の請負はスケジュールがしっかりと示されていましたが、建設工事は示されないのですか。

○事務局

資料に記載していませんでしたが、基本的に製造の請負と建設は同じスケジュールで動いています。

○濵委員

この場でだけわかっていればよろしいんですかね。

○事務局

この資料は、4月に公表したパブリックコメントの結果の資料を基に作成しております。その時点では具体的な検討が進められていませんでしたので、スケジュールをお示ししていませんでした。

○濵委員

わかりました。であれば、今回のパブリックコメントは結果なので、建設工事の方も具体的なスケジュールを今後示されていくということでよろしいですか。

○事務局

はい。建設工事についても、製造の請負の資料でいうところの「4 今後のスケジュール」と同様のものを示していきます。

○佐々木会長

よろしいですか。相澤委員どうぞ。

○相澤委員

資料の8頁と9頁のご意見の方で、「営業の自由」という言葉があるのですが、これは何かを まとめた言葉でしょうか。ご意見をおっしゃってる方は何を念頭に言ってらっしゃるのかがこ の文面だとわからないのですが、書いてあった文面を県の方で解釈をして、こういった書き方 にされたのでしょうか。

この部分「営業の自由」という言葉は原文の通りです。

○相澤委員

この方が何を意図しているか、県の方でもはっきりとはならないと思いますが、お答えする にあたってどういうことを念頭に置いてお答えになったか、教えていただけますでしょうか。

○事務局

これも雇用関係の職場いきいきアドバンスカンパニーと同じなんですが、県の入札参加資格においてこの加点項目を申請するか申請しないかは全て企業の自由になります。

このため、「営業の自由」に関しては我々としては必要以上に制約していないというのが基本的な考え方になります。

○相澤委員

それは当然わかりますが、そうですね。おっしゃった方が何を言ってるか、細かく書いてなければわからないっていうことですね。

わかりました。ありがとうございます。

○佐々木会長

公益を追求する県の方針と、各企業の営業の自由ですね。県の制度は、それによって企業がどういう経営をするかということを縛るものでないから自由を犯してるわけではない、というのはよくわかりますが、一方で、県の方針が出るとそれに企業の経営が縛られるのではないかという考え方もあるかと思います。その点について、これまでにパブリックコメントでも何でもいいのですが、意見が出されたことはありますか。

○木下委員

職場いきいきアドバンスカンパニーや、その他の環境問題に対する取組につきましては意見を出したことあります。間接費を過大にかけるような制度は好ましくないと申し上げましたけど、世の流れ、県の方針があったので了解をしました。

加点項目を申請するかどうかは企業の自由なので営業の制約にはなっていない、というお話がありましたけど実際には、入札に参加する意欲のある者はその加点を取らないと全然勝負になりません。ですので、加点項目にするということは企業の営業をその方向にリードしてるということで、どこまでが自由で、どこまでが自由ではないか、というのは難しい議論ですけども、全く無関係ではないと思います。

ただ、発注者の裁量も生かされるべきと思いますので、発注者が環境問題や女性の登用など に取り組みたいと言うのであれば、良いだろうと思います。

○佐々木会長

なるほど、わかりました。中嶌委員どうぞ。

○中嶌委員

県の方からもお話あったように、働き方改革っていうのは目指す企業の方に営業の自由はある一方、休暇を取るとか、育児休業取得とか、あるべき姿を目指して県の方で認証していくってことなので、営業の自由の侵害というよりかは、よりよい社会を目指すというところを行政の方でリードしていただいてるっていう理解になるかなと思います。

○佐々木会長

ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については報告として承ったということにしたいと思います。

それでは「イの災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況」についてご説明をお願いします。

イ 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況

○事務局

それでは災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況についてご説明いたします。

まず、試行の内容といたしましては、11 頁の昨年の契約審議会の資料1で説明させていただきます。

まず「1 災害復旧工事における課題」といたしまして、応急対応が緊急で必要な災害現場の場合は随意契約を活用いたしまして、すぐに応急対応に着手いたしますが、その他の災害復旧工事の場合は、県が計画した復旧範囲、工法復旧金額について国の災害査定というものを受けまして復旧範囲工法復旧金額が決定した後に工事を発注しております。

これによりまして被災から工事着手まで約5ヶ月間要しまして、復旧に長期間を要する場合が ございます。このことから、少しでも早期に発注するための方式を試行するものでございます。

「2 早期発注方式の概要」につきましてでございますが、資料の中ほどにあります河川災害復旧工事の実施スケジュールの図に沿って説明をいたします。

まずその上段、現状の場合でございます。10月初めに災害が発生した事例を示しております。 まず県が被災箇所の測量と設計を行いまして、それに基づきまして国の災害査定を受けるため の査定設計書を作成いたします。査定設計書とは復旧する箇所について、県が計画した設計図 面、数量、復旧金額等をまとめたものでございます。

これに基づいて国の災害査定を受けるというものでございます。災害査定を受けることによりまして復旧の範囲ですとか、設計図面、数量、復旧金額が決定されまして、この決定内容に基づいて図面の数量を修正した上で、発注設計書を作成し工事公告を行うというのが通常の流れでございます。

これでいきますと被災から工事公告まで約3ヶ月、その後工事着手まで、さらに約2ヶ月を要します。この事例では河川工事で出水期までに工事が完了しないケースとして、次の非出水期まで工事がかかり、工事完成が12月になるということを示しております。

次に下段の早期発注方式の場合をご覧ください。災害発生から測量設計まで同じでございま

す。その後、県が発注した設計図面、数量、金額等で発注設計書を作成し工事公告を行います。 ですので災害査定前に工事公告を行うということでございます。なお工事公告は受注希望型、 また総合評価落札方式により行います。

このとき上の(2)の記載のように、工事公告に災害査定の結果により設計数量等の変更になる可能性がある旨を明示しております。図をご覧ください。工事公告をした後、国の災害査定を発注設計書を用いて受け、復旧範囲設計図面、数量、復旧金額を決定いただきます。

災害査定の後に落札候補者が決まるスケジュールで入札手続きを進め、上の(3)の記載のように災害査定の結果、設計数量等に変更あった場合は落札候補者に査定決定の内容を示し、受注の意向を確認した上で手続きを進めるものでございます。また、(4)に記載のように落札候補者が設計数量の変更を理由として辞退を申し出た場合は認め、次の順位者を繰り上げて落札候補者を決定するものでございます。

この場合、辞退した落札候補者に対するペナルティはございません。図をご覧ください。落 札候補者に受注の意向確認を行った後に、当初の契約を工事公告した発注設計書により締結い たします。このように手続きを進めることにより工事着手は現状に比べて約1.5ヶ月程度早め ることができるというふうに考えております。期待される効果といたしましては、事例に示し たように早期に発注することにより、適期を逃すことなく施工でき、早期の復旧が期待されま す。

10 頁にお戻りいただければと思います。試行の状況でございます。試行の状況といたしましては昨年の7月1日から試行開始いたしまして、4件の試行を行っております。図をご覧いただければと思います。6月から9月の台風や豪雨による被害を受けた道路や河川について、災害査定の後に落札候補者が決まるスケジュールで入札手続きを進めました。4件全て災害査定の結果、設計数量に変更があったため、落札候補者に査定決定の内容を示し、受注意向を確認したところ、辞退者はおらず、契約に至っております。

「(2) 試行案件の考察」といたしまして、4件中2件については、災害査定後の2ヶ月以内での工事着手ができており、従前の災害査定後に工事発注した場合より約1ヶ月の工事着手時期の短縮が図られました。

その上の中央の2列の道路災害の2件は現場が近接しておりまして、国道の交通規制協議に時間を要し、災害査定から工事着手まで、この場合におきましては3ヶ月かかっております。こちらにつきましては早期の契約ができたことで、工事内容、施工方法に応じた交通規制協議が早期に図られ、工事には早期着手できたというふうに考えております。受注の意向確認にかかる期間は、落札候補決定通知から一両日中に早期の判断がされております。受注者への早期発注方式の感想を聞き取ったところ、よほどの減工がない限り、辞退は考えていなかったとのことでございます。積算労力などコストをかけて入札に参加してきた方々ですので、早期の判断がなされたというふうに考えております。

次に有効性についてでございますが、発注者への感想の聞き取りからも事務量が省け、早期に工事契約ができることで大変有効だったというふうに考えております。今後の展開といたしましては、本方式の活用は、被災箇所の早期復旧に寄与することから、被災箇所数や状況に応じて運用しやすい工事を選びまして、積極的に活用していきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご報告に関しましてご質問ご意見等はあるでしょうか。

○湯本委員

昨年度の第1回審議会でも議論になりましたが、競争性の担保の観点から、応札者が3社から5社ということが適当であるのかお考えをお聞きします。

それと、交通規制協議に時間を要したということでしたが、そのことに対して特に受注者側から要望等がありましたか。

最後に、発注者側は査定の前に公告を行うのが大変だったと思いますが、一定の効果があったかと判断できるか、この3点についてお願いしたいと思います。

○事務局

まず競争性の担保についてでございますが、飯田建で1件、大町建で1件、安曇野建で2件、試行しております。

最近の入札動向を見ますと、通常の工事でも3件から5件ぐらいの応札者数でございますので、通常の工事と変わらないと考えておりまして、競争性は担保されていると考えております。 続きまして、交通規制の受注者からの要望についてですけども、これについては特になかったと聞いております。

それと、発注者としての一定の効果についてでございますが、試行案件4件のうち3件については工事をすでに完了いたしました。早期に完成したということで効果があったとに判断しております。それと、交通規制の関係で若干着手が遅れた箇所についても、今年の8月の完成予定ですけども、河川に係る工事については完成しておりますので、着手が遅れた箇所についても一定の効果があったと考えております。

○佐々木会長

よろしいでしょうか?他にいかがでしょうか。はい。

○岩片委員

一つ、スケジュール例の現状の中で「図面修正」という項目がありますが、早期発注方式に はこの項目が出てきてなくて、査定の中で修正を受けた図面がそのまま発注の設計書の中に生 きてくるという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局

変更がある旨を公告時に記載し、説明をします。まず査定前の設計図書で発注をしまして、変更になった場合は、設計変更という形で契約変更します。最終的にはそれ以外の変更も出てきますけども、査定を受けた図面での工事の精算になると思います。

○岩片委員

なぜ聞いているのかいうと、どこか業者さんに負担がかかるようなところが発生してないの

かを懸念しています。工事を請け負った業者さん、もしくは災害の測量をした業者さんに負担 がかかるようなことはないのかという趣旨ですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局

図面の修正というのは、基本的に延長の減などですので、工事の内容が大きく変わることは ないため、基本的には受注者さんに負担が増えるということはないと考えてます。

○岩片委員

はい、わかりました。

○佐々木会長

他にいかがでしょうか。

それではイにつきましては報告として承りたいと思います。

ウ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

○佐々木会長

続きまして、「ウ 清掃警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」について、ご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは12頁、資料4をご覧ください。「清掃警備業務における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」についてご説明いたします。

こちらは例年、年度末の契約審議会にて報告しておりましたが、前回1月の審議会では、国 土交通省から「令和6年度 建築保全業務労務単価」が公表されていなかったため、今回報告 させていただきます。まず、「1 取組方針」でございますが、関連する取組方針の番号を記載 しております。

次に、「2 最低制限価格の算定方法の説明」でございます。例年説明しておりますが、(1) 予定価格算出時に適用しております、国の労務単価を最低制限日額に置き換えて、最低制限価格を算出しております。令和5年度の算定例として、清掃員Cという職種については、予定価格の算出時に国の労務単価 10,600 円を使って積算しておりますが、最低制限価格の算出にあたっては、この単価を令和5年の最低制限日額に設定した7,270円に置き換えて積算を行っております。この置き換えによりまして、現状、予定価格のおおむね7割前後が最低制限価格となっております。この最低制限日額については(2)に記載の通り、長野県最低賃金に8時間を乗じた額としております。これは最低制限価格が契約の履行を確保するのに必要な最低の水準に設定すべきものとあることから、最低賃金から算出としているところでございます。

次に「3 令和6年度の最低制限日額」でございます。ここから今回の報告事項となります。

(1) 最低賃金の改定でございます。長野県の最低賃金が令和5年10月適用で948円となりまして、昨年度より40円のアップ、率でいいますと4.4%でございます。

- (2) の最低制限日額でございますが、この948円に8時間を乗じ、7,590円を令和6年度の最低制限日額にしたいと考えております。
- (3)職種別の最低制限日額でございますけれども、労務単価の中で最も低い職種である清掃員Cに7,590円を適用し、これを基準に、清掃員C以外の職種についても設定しております。

13 頁をご覧ください。設定の条件としまして①の清掃員Cとの労務単価の比率を乗じて、職種別の最低制限日額を算出いたしました。算出の結果、令和5年度の最低制限日額を下回る場合には、令和5年度の日額を据え置きといたします。

清掃員Aで説明させていただきます。清掃員Aの令和5年度の労務単価が15,800円。①の項目ですけれども同じく清掃員Cになりますが11,500円となっておりますので、単価の比率が1.37倍となります。

この 1.37 倍を、先ほどの清掃員Cの最低制限日額としました、Bの 7,590 円に乗じますと、10,398 円となります。清掃員Aの項目の③の費用でございます。他の職種についても同様の計算をしておりますが、保全技師補、保全技術員および保全技術員等につきましては、令和 5 年度の最低制限値が下回りますので、据え置きとしております。

これらの額を2の⑤の行でございますが、令和6年度の最低制限日額として決定いたしました。表2の④が令和5年度に最低制限の日額として決定したもの、⑤が令和6年度、今年度の最低制限日額でございます。

12 頁に戻りまして、「4 適用日」でございます。令和6年2月16日から実施する清掃、設備管理、警備、消防設備等点検業務を含めて適用したいと考えております。先ほども触れましたが、例年、「建築保全業務労務単価」については、国土交通省から12月に公表されていましたが、昨年度より2月の公表となりました。このため、報告がこの時期となりますことについて、ご了承いただければと思います。

ただ労務単価を最新の単価に置き換えること以外につきましては前回まで報告している算出に変更はございません。

説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ご質問ご意見等ございますでしょうか。

○湯本委員

最低制限価格の算定方法についてはこれまでも説明をされておりますので、ルールについて は承知をしているところですが、昨年11月、本年1月に総務省から労務費の適切な価格転嫁に 関する通知や、公正取引委員会の指針等も示されています。

恐らく、最低賃金にプラスαすべき、というのが総務省の通知の趣旨だと思いますので、こういった通知を踏まえて、見直す予定があるかどうか確認したいと思います。

○事務局

最低制限価格の見直し予定ということでございますけれども、先ほどご説明させていただい 通りこの最低制限日額につきましては、最低賃金をもとに算定しておりまして、現時点では見 直す予定はございません。 ただし、今後の賃金実態調査あるいは業界団体との意見交換などを踏まえまして、必要があれば算定方法の変更等を検討していきたいと考えております。

○湯本委員

要望ですが、国の通知を踏まえた対応してもらいたいと思います。

○佐々木会長

はい。他にいかがでしょうか。猪俣委員どうぞ。

○猪俣委員

清掃員A、B、Cとありますが、これはどういう基準でA、B、Cが決まるのでしょうか。 それと清掃業務を発注はどのように行われるのでしょうか。清掃の面積や内容を示して契約 をするのでしょうか。

○事務局

清掃員A、B、Cの区分でございますけれども、これらについては資格でしたり、実績に基づいて、国で設定している区分となっております。CよりもB、BよりAというのが実績が高い多いというような状況でございます。

また清掃業務の積算方法のご質問でございますけれども、今回これらの設定しているものにつきましては、国の積算基準をもとに算定し、100万円以上の一般競争入札案件が対象となっております。

○猪俣委員

清掃業務については、ほとんど人件費だと思うんですよね。洗剤やワックスなどもろもろ使うかもしれませんが、会社としても人件費を削って運営をしていかなきゃならない状況だと思います。そんな中、最低賃金をベースに決めてもらうのはいいんですけども、警備会社もそうだと思いますが、本当に人件費だけで運営しているところが守れるのでしょうかね。その辺はいかがですか。

○事務局

ご意見の通りでございますが、各協会との意見交換会では、警備業務、清掃業務とも人件費が非常にウェイトを占めているということで、少しでも最低制限価格の上昇というのをお願いしたいというようなご意見いただいているところです。先ほど触れましたが、今後の賃金の状況を確認する中で、最低制限価格の変更の必要があるかどうかについて検討していきたいと考えております。

○猪俣委員

ただ変えて決めただけでは何の価値もないかなと思うので、決めた以上は、その辺のところの追及といいますかね、ご指導もぜひしていただければなと思います。

○佐々木会長

他にいかがでしょうか。

ではこれにつきましても、ご報告として承りたいと思います。

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

○佐々木会長

続きまして「エ 最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」についてご説明をお願いします。

○事務局

それでは資料 5、14 頁をお願いいたします。「清掃警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」でございます。こちらも例年の報告事項となります。

「1 取組状況」(1)は最低制限価格、低入札価格調査制度の実施状況になります。表は制度導入前の平成28年度の状況と、直近の過去5年分を記載しております。清掃・警備ともに全施設において実施されている状況となっております。

下へ行きまして(2)の複数年契約でございます。こちらも清掃・警備ともに概ね適用されている状況でございます。清掃で複数年にしていない施設につきましては、組織の統廃合が見込まれるもの等がございます。今後も適用可能な施設については、活用を広げていきたいと考えています。

次、15頁をお願いいたします。

「2 契約実績」でございます。①の清掃業務につきまして、平均落札率は平成 28 年から徐々にではありますが、上昇傾向となっております。平均落札率については令和5年度の複数年契約として発注して、比較的金額の大きな業務である県庁および 10 ヶ所の合同庁舎の清掃業務の落札率が低めであることから、前年度より低下している状況でございます。

全体の傾向としては、ほぼ例年並みの状況でございます。②の警備業務につきまして平均落 札率、最低落札率ともに、上昇しているという状況でございます。報告は以上でございます。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。ご意見ご質問等ありますでしょうか。はいどうぞ。

○森委員

複数年契約の件ですが、清掃業務では対象となる契約が令和6年度では64件あり、うち複数年契約が49件だと、単年での契約が15件ということになりますかね。

組織の再編等が主だった理由で、複数年契約に対するインセンティブが働かないとご説明いただいたと思いますが、組織再編等であると余計に事業の継続性とか安全性の観点から複数年契約が必要な感じがするのですが、どのようにお考えですか。

それと、2年契約が45件と多い現状ですが、3年契約に向かうときに、どのような流れを作っていくのか、その点はいかがお考えでしょうか。

組織の再編に関しては、次年度、非常に清掃面積が減るとか、金額が大幅に変わるとかといった案件について、発注者側にて判断し、単年契約しているものと聞いております。ここでは組織の統廃合と記載しておりますけれども、例年、単年で契約している案件もございますので、これらについては、発注している施設に対して複数年契約の導入を図っていただきたいというようなお願いをし、取り組んでいるところでございます。

○森委員

スタッフの継続雇用もそうですし、スキルや知識の育成を考えていくと、単年よりは2年から3年という流れが極めて重要かなと思います。経営の安定性も含めて確認をいただきながら、取り組んでいただければと思います。

○佐々木会長

はい、どうぞ。

○木下委員

15 頁の契約実績に関して、先ほどの猪俣委員のご指摘にも通じるのですが、清掃業務の最低落札率が66.3%となっています。これは最低制限価格じゃなくて低入札価格調査の案件だと思いますが、66%程度で契約をできるというのがどういう調査なのかわかりませんけど、結局どこにしわ寄せがいってるのかなと思うんですよね。

いくら何でも 66%というのは低すぎると思いますが、こういう状況を放置していいのでしょうか。いっそ、低入札価格調査ではなく、最低制限価格を設けるべきではないかと思いますが、どうでしょう。

○事務局

この付近の落札率については、低入札価格調査だけではなくて、最低制限価格ギリギリの落 札もありますが、件数は少ない状況でございます。非常に件数が少ないものですので、なかな か判断できないですけれども、賃金実態調査の状況を踏まえて、今後、検討していきたいと思 っております。

○木下委員

最低賃金をベースに設定すると、最低制限価格が 66%ぐらいになると。人件費率が高いからですかね。わかりました。ただ、この状況を放置していいのですかね。

○佐々木会長

確かに最低落札率が 66%というのは、低く感じますね。さっきもお話にあがりましたが、低入札価格調査制度で調査した結果、問題ないと判断されたからその落札価格で契約するわけですよね。どういった内容を調査されているのですか。

低入札価格調査制度でございますけれども、内容については経営状況などを聞き取りをした中で、適切な業務の遂行が可能だという判断が得られれば、そのまま契約していくという制度でございます。

○濵委員

今回の資料の数字が持っている意味と課題と検討されていかなければいけないことが全く わかりません。数字のありようだけを納得するのであったとしても、何かが見えてこなければ いけないと思います。先ほど木下委員がおっしゃったように、最低賃金がどんどん上がってく 中で、この数字をどういう方向にもっていきたいのか、その目標値は何なのかがまず見えません。

こういう結果でしたという報告だけだと、そうですか、ということでしか終われない感じがします。

数字が持つ意味と、それに基づく方向性ですとか、目標値を内容に落とし込んでくださると ありがたいと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。次回以降そういった部分を含めてご提示できるようにしてい きたいと思います。

○佐々木会長

他にいかがでしょうか。はい、相澤委員お願いします。

○相澤委員

今のご意見で私も思ったのですが、最低落札率の会社さんと場所はいつも同じところである のか、それとも違うのかがわかるといいかなと思いました。

○事務局

落札者が異なるのかどうかというご質問でよろしいでしょうか。

○相澤委員

そうですね、特定の施設がいつも最低の落札率になっているのか、あるいは、いつも同じ会社さんが低い価格で入ってきて他のところが落札できないということなのかがおわかりになればと、思ったのですが。

○事務局

応札者までは、資料を持ち合わせてないのでわかりませんが、施設についてはある特定の施設が低い傾向にある場合もありますし、そうでもない施設もございます。それぞれの案件ごとといった状況です。

○相澤委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○佐々木会長

はい。いかがでしょうか。

○湯本委員

15頁2の②警備業務の契約実績ですが、こちらは平均、最低落札率が共に高くなっておりますけれども、応札する業者が少ないのでしょうか。その場合、競争性の担保は図られているのか。

○事務局

今回ご報告させていただいておりますのは、清掃、警備業務の 100 万以上の一般競争入札、 案件でございます。清掃業務につきましては、概ね4社前後の応札者、警備業務については2、 3社ぐらい、例年このような状況でございまして、一般競争入札で発注しておりますので、競 争性の担保は図られていると考えております。

○佐々木会長

ありがとうございました。やはり低い数字が出ると、皆さんどうしてかなっていう関心が出てきますので、次回以降こういう話が出てくるときには、その数字の背景となる説明をいただければ大変ありがたいなと思います。

それではこちらにつきましても報告として承りたいと思います。

オ 取組方針の変更

○佐々木会長

それでは次に「オ 取組方針の変更」についてご説明をお願いいたします。

○事務局

資料6の16頁をお願いいたします。

取組方針の変更でございます。今回の変更につきましては、「2 変更内容」の通りとなりますけれども、名称の変更に伴うもので、軽微な変更等であると考えておりまして、報告事項とさせていただいております。

「1 長野県の契約に関する条例」の第6条の3では、取組方針を定めようとするときは、契約審議会の意見を聴かなければならない、と定められておりますが、第6条の5では軽微な変更は除くものとしております。軽微な変更とは、(1)契約に関して使用する用語の変更であって、法令の制定または改廃等に伴うもの、(2)地域の名称の変更または地番の変更に伴う範囲の変更、(3)誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更を想定しております。

具体的な変更内容です。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことにより、「長野県内の公共建築物・公共土木工事における県産材利用方針」から、「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に名称を改正したため、取組方針にある取組項目の名称を変更するというものでございます。

長野県の契約に関する取組方針において、基本理念の3、契約内容の配慮という中に、3-2県産品の利用が図られること、という項目がございます。そのうちの40番、建設工事において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。これを「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。に変更するというものでございます。以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。それではこの件につきましては報告として承りました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了となります。

せっかくの機会でございますので、議事以外の事項につきましても、なにかございましたらどうぞおっしゃってください。

○木下委員

今日は報告事項でしたので発言は控えましたけども、先ほど会長のおっしゃった低入札価格 調査制度ですが、建設工事を始め全ての入札におけるこの制度が、果たして有効かどうか、あ るいは必要かどうか。

発注者も受注者も、双方非常に時間をかけて、最終的にOKを出すのが今の現状だと思います。ですので、具体的な事例を出して本当にこの低入札価格調査制度が必要かどうかという審議を、どこかでしていただけないかなと思っております。

次回までで結構です。具体的な事例をいくつか挙げていただいて本当に抑止する効果がある のかどうか。

○佐々木会長

事務局、どうぞ。

○事務局

その他の3契約に関しましては、総合評価落札方式を用いた場合は低入札価格調査、一般競争入札の場合は最低制限価格制度を用いるという決まりになっているので、そのあたりを踏まえて検討させていただければと思います。

それと資料5ですが、こういう数字でしたっていうだけではなく、その背景や、これがいいのか悪いのか、今後はそのあたりも含めて、皆さんにお示しできればと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○佐々木会長

低入札価格調査から最低制限価格制度に移行していくのが望ましいとか、今のまま両方併存した方がいいとか、県の方針のようなものも併せてお聞かせいただければと思いますね。

○事務局

次回以降にお示しさせていただきたいと思います。

○佐々木会長

結構大きな話で、なかなか簡単にはいかないと思いますが、検討の状況を教えていただければと思います。

他によろしゅうございますでしょうか。はいどうぞ、秋葉委員。

○秋葉委員

木下委員からもご指摘がありましたが、最低賃金を全国的に上げようとしている中で、公共 調達が仕組み的にそれを阻害する加担要因になってないかという問題意識を持って、こういう 数字をどう解釈するか、俯瞰して見ていくと良い方向に変えていける可能性が見えるのではな いでしょうか。

こういう時代ですので、やらなくていいこと、やってもあまり効果がないことは減らしていくとか、より効果がある制度に変えていくとか、時代に合わせた視点を持っていきたいなと。 それは委員の我々もそうですし、県の方もそのように考えていただくといいのではないかなと思った次第です。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。

他にありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは本日の議事はこれで終了ということにさせていただきたいと思います。

活発なご意見いろいろいただきまして誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

○一由企画幹

佐々木会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

3 その他

○一由企画幹

続きまして「3 その他」でございますが、事務局から1点お知らせをさせていただきます。 次回の第2回契約審議会につきましては、9月中旬頃の開催を予定しております。 後日、担当者からご予定の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 委員の皆様から何かご連絡等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

4 閉会

○一由企画幹

それでは以上をもちまして令和6年度第1回長野県契約審議会を閉会させていただきます。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。